栃木市国民健康保険運営協議会資料

日 時:令和4年5月24日(火)

午後1時~

場 所:キョクトウとちぎ蔵の街楽習館

(栃木市市民交流センター)

1階 大交流室

栃木市生活環境部保険年金課

令和4年度第1回栃木市国民健康保険運営協議会次第

日 時:令和4年5月24日(火)午後1時~

場 所:キョクトウとちぎ蔵の街楽習館

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 委嘱状交付
- 4 委員紹介
- 5 会議録署名者指名
- 6 議事
 - (1) 会長及び職務代理者の選挙について 資料1
 - (2) 令和4年度事業計画(案)について 資料2
 - (3) その他
- 7 閉 会

(1) 会長及び職務代理者の選挙について

公益代表委員のうち、栃木市議会から選出された委員が、市議会議員の 任期満了に伴い、本協議会委員を令和4年4月24日に失職したため、現 在、会長及び職務代理者が不在であることから、新たに会長及び職務代理 者を選出するもの。

任期は、令和4年5月24日から令和6年6月30日までとする。

会 長	
職務代理者	

【参考】

国民健康保険法施行令 (抜粋)

(会長)

- 第5条 協議会に、会長1人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。
- 2 会長に事故あるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

栃木市国民健康保険規則 (抜粋)

(選挙)

- 第4条 協議会の会長及び会長の職務を代行する委員の選挙は、無記名投票で 行い、有効投票の最多数を得たものを当選人とする。
- 2 当選人を定めるに当たり、投票数が同じであるときは、くじで定める。
- 3 委員中異議がないときは、第1項の選挙に代えて、指名推薦の方法を用いることができる。
- 4 会長がその職務を辞したとき、その他会長が欠けるに至ったときは、その 欠けるに至った日から30日以内に会長の選挙を行わなければならない。 (任期)
- 第5条 会長及び会長の職務を代行する委員の任期は、委員の任期による。
- 第6条~第8条 略

(議長)

第9条 協議会の会議は、会長が議長となる。ただし、会長及び会長の職務を 代行する委員がともにかけた場合の会議においては、年長の委員が臨時に議 長となる。

令和4年度事業計画(案)

開催日	内 容
令和4年	第1回 国民健康保険運営協議会の開催
5月24日	(1) 会長及び職務代理者の選挙について
	(2) 令和4年度事業計画(案)について
	(3) その他
7月下旬	第2回 国民健康保険運営協議会の開催
	(1) 令和3年度国民健康保険特別会計決算について
	(2) 令和3年度データヘルス事業の実績について
	(3) その他
10月19日	国保運営協議会委員研修会の開催(宇都宮市文化会館)
	(県国保連合会、県運営協議会長会主催)
令和5年	第3回 国民健康保険運営協議会の開催
1月下旬	(1) 令和5年度国民健康保険特別会計予算(案)について

[※]上記のほか、必要に応じて随時運営協議会を開催する場合があります。